

法科大学院評価基準要綱新旧対照表

(下線の部分は改定部分)

新	旧	改定理由
第2章 教育内容	(同左)	
2-1 教育内容	(同左)	
<p>2-1-5 : 重点基準</p> <p>基準2-1-2 (1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、<u>法学未修者については、1年次及び2年次に</u>配当される法律基本科目の中から、別に<u>10単位</u>を限度として必修又は<u>選択必修</u>とすることができる。</p> <p>(1) 公法系科目 (憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。) 10単位</p> <p>(2) 民事系科目 (民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 32単位</p> <p>(3) 刑事系科目 (刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 12単位</p>	<p>2-1-5 : 重点基準</p> <p>基準2-1-2 (1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、<u>法学未修者1年次に</u>配当される法律基本科目については、別に<u>6単位</u>を限度として必修とすることができる。</p> <p>(1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) 10単位</p> <p>(2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 32単位</p> <p>(3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 12単位</p>	<p>1. これまで、法学未修者1年次に限り6単位まで法律基本科目の単位を増加させることが認められた措置について、平成26年8月11日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」において、<u>法学未修者1年次及び2年次に</u>わたり合計10単位まで増加させることが可能とされたため変更した。</p> <p>2. 字句を修正した。</p>
<p>解釈指針2-1-5-1</p> <p><u>4年を超える標準修業年限を定める場合には、基準2-1-5において「法学未修者については、1年次及び2年次」とあるのは、「法学未修者については、1年次から3年次まで」と読み替えるものとする。</u></p>	(新設)	<p>1. 長期履修制度を採用する場合の基準2-1-5のただし書による単位の対象年次を明確にするため、解釈指針を新たに設けた。</p>

新	旧	改定理由
第3章 教育方法	(同左)	
3-3 履修科目登録単位数の上限	(同左)	
3-3-1: 重点基準 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。	3-3-1: 重点基準 (同左)	
<p>解釈指針3-3-1-1 各年次(最終年次を除く。)における履修登録可能な単位数の上限は36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が基準3-3-1の趣旨に照らして合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。</p> <p>(1) <u>法学未修者1年次及び2年次に</u> 配当される基準2-1-2(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目。 <u>8単位</u></p> <p>(2) 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、<u>法学未修者1年次に</u> 配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目。 <u>6単位</u></p>	<p>解釈指針3-3-1-1 各年次(最終年次を除く。)における履修登録可能な単位数の上限は36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が基準3-3-1の趣旨に照らして合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれ<u>6</u>単位を限度として履修登録させることができる。</p> <p>(1) <u>法学未修者1年次に</u> 配当される基準2-1-2(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目。</p> <p>(2) 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、<u>法学未修者1年次に</u> 配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目。</p>	<p>1. これまで、法学未修者1年次に限り履修科目として登録することができる単位数の上限の標準とは別に6単位まで法律基本科目の単位を増加させることが認められた措置について、平成26年8月11日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」において、法学未修者1年次及び2年次において合計8単位まで増加させることが可能とされたため変更した。</p>
<p>解釈指針3-3-1-2 解釈指針3-3-1-1に定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、</p>	<p>解釈指針3-3-1-3 解釈指針3-3-1-1に定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、</p>	<p>1. 現行の解釈指針3-3-1-2と順序を入れ替えた。</p>

新	旧	改定理由
<p>進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとするができる。</p> <p>解釈指針3-3-1-3に定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。</p>	<p>進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとするができる。</p> <p>解釈指針3-3-1-2に定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。</p>	
<p><u>解釈指針3-3-1-3</u></p> <p>法科大学院における最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増加させることができる。</p>	<p><u>解釈指針3-3-1-2</u></p> <p>法科大学院における最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増加させることができる。</p> <p><u>これを超える単位数の設定はすることができない。</u></p>	<p>1. 現行の解釈指針3-3-1-3と順序を入れ替えるとともに、第2段落は、新設する解釈指針3-3-1-4と内容が重複するため、削除した。</p>
<p><u>解釈指針3-3-1-4</u></p> <p><u>履修登録可能な単位数の上限は、解釈指針3-3-1-1及び解釈指針3-3-1-2の規定にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>1. 改定案の解釈指針3-3-1-1及び解釈指針3-3-1-2で規定する例外措置を含めて、履修科目として登録することができる単位数の上限は44単位であることを明確にするため、解釈指針を新たに設けた。</p>
<p><u>解釈指針3-3-1-5</u></p> <p>研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を定める場合には、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-1において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と、解釈指針3-3-1-2において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限</p>	<p><u>解釈指針3-3-1-4</u></p> <p>(同左)</p>	

新	旧	改定理由																		
<p>数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。</p>																				
<p>第4章 成績評価及び修了認定</p>	(同左)																			
<p>4-2 修了認定及びその要件</p>	(同左)																			
<p>4-2-1：重点基準 法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。 ＜中略＞</p> <p>(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。</p> <p><u>なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験を評価した上で適当と認められるものについては、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。</u></p> <table border="0" data-bbox="190 1268 638 1378"> <tr> <td>ア</td> <td>公法系科目</td> <td>8単位</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>民事系科目</td> <td>24単位</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>刑事系科目</td> <td>10単位</td> </tr> </table>	ア	公法系科目	8単位	イ	民事系科目	24単位	ウ	刑事系科目	10単位	<p>4-2-1：重点基準 法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。 ＜中略＞</p> <p>(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。</p> <p>ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。</p> <table border="0" data-bbox="840 1268 1288 1378"> <tr> <td>ア</td> <td>公法系科目</td> <td>8単位</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>民事系科目</td> <td>24単位</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>刑事系科目</td> <td>10単位</td> </tr> </table>	ア	公法系科目	8単位	イ	民事系科目	24単位	ウ	刑事系科目	10単位	<p>1. 平成26年8月11日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」において、入学時に十分な実務経験を有する者については、大学がそれまでの実務経験を把握・評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、4単位を目途として法律基本科目を履修することが可能とされたため変更した。</p> <p>2. 改定案の基準4-2-1(2)なお書において認められた単位は、基準4-2-1(3)において展開・先端科目に読み替える規定を新たに設けた。</p>
ア	公法系科目	8単位																		
イ	民事系科目	24単位																		
ウ	刑事系科目	10単位																		
ア	公法系科目	8単位																		
イ	民事系科目	24単位																		
ウ	刑事系科目	10単位																		

新	旧	改定理由
<p>工 法律実務基礎科目 10単位 才 基礎法学・隣接科目 4単位 力 展開・先端科目 12単位</p> <p>(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること(なお、(2)において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。)。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。</p>	<p>工 法律実務基礎科目 10単位 才 基礎法学・隣接科目 4単位 力 展開・先端科目 12単位</p> <p>(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。</p>	
<p>解釈指針4-2-1-3 <u>基準4-2-1(2)の「十分な実務経験」とは、例えば、税務署における課税・徴収・調査・税務相談等の部門における執務、企業の知的財産部門における執務、信託銀行における信託財産の運用・管理部門での執務など、展開的・先端的な法領域に関する専門的実務経験であって、展開・先端科目を当該法科大学院において履修し単位取得したのと同程度と判断できるものをいう。</u></p>	(新設)	1. 改定案の基準4-2-1(2)に関する説明規定である解釈指針を新たに設けた。
<p>解釈指針4-2-1-4 <u>基準4-2-1(2)にいう「実務経験等を評価した上で適当と認められるもの」について認められる法律基本科目の履修は、法律基本科目の選択必修科目又は選択科目に限られる。</u></p>	(新設)	1. 改定案の基準4-2-1(2)に関する説明規定である解釈指針を新たに設けた。
<p>解釈指針4-2-1-5 <u>当該法科大学院が基準4-2-1(2)にいう「力に定める単位数」に算入することのできる単</u></p>	(新設)	1. 改定案の基準4-2-1(2)に関する説明規定である解釈指針を新たに設けた。

新	旧	改定理由
<u>位数を認定するに当たっては、当該法科大学院における展開・先端科目に属する各授業科目を履修した場合に取得することのできる単位数に照らして、対象となる学生の実務経験を評価し、適正に判断することが必要である。</u>		

※平成27年度実施の法科大学院認証評価及び年次報告書等の調査より適用。